

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後	改 正 前
第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二十八 (略) 二十九 抗ネオセルフβ₂グリコプロテインI複合体抗体検査 イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不育症(流産(化学流産以外のものに限る。))の既往歴 (二回以上のものに限る。)を有するものに限る。) ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ① 専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。 ② 産婦人科専門医であること。 (2) 保険医療機関に係る基準 ① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。 ② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。 ③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。 ④ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。 ⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。 ⑥ 検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であつて、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二十八 (略) (新設)